

2月は相続に関する相談は無料です。

佐賀県司法書士会では、2月の1ヵ月間を『相続登記はお済みですか月間』と定め、下記のとおり、無料相談を実施します。

相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行います。

- **日時** 平成27年2月2日（月）～2月27日（金）
（土・日・祝日休み）午前9時～午後5時まで（要予約）
- **場所** 県内各司法書士事務所
- **方法** 直接、県内各司法書士事務所に予約をお願いします。
- **相談料** 無料
- **相談例**
 - ・登記名義人が先々代のままです。
 - ・パートナーに財産を相続させたいのですが…。
 - ・相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。
 - ・遺言書を書きたい

本件に関するお問合せ先 **佐賀県司法書士会**

TEL 0952-29-0626